



# 鳥取県公報

令和7年1月21日（火）  
第9662号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定（30）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	清算法人佐治村土地改良区の清算人の就任（31）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 2
	採石法による採取計画の認可の公表（32）（西部総合事務所米子県土整備局）・・・・・・ 2
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（政策法務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	随意契約の相手方の決定（境港総合技術高等学校）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

## 告 示

### 鳥取県告示第30号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
医療法人共済会	倉吉市宮川町129	訪問看護ステーションしみず	倉吉市宮川町129	精神通院医療	令和6年12月1日

### 鳥取県告示第31号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、次のとおり清算法人佐治村土地改良区から清算人が就任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により告示する。

令和7年1月21日

鳥取県東部農林事務所長 鈴 木 仁

就任した清算人の氏名及び住所

山下 増 治 鳥取市佐治町葛谷139-1  
西尾 寛 茂 鳥取市佐治町津無476  
谷口 武 鳥取市佐治町津野244  
南條 芳 浩 鳥取市佐治町栃原124  
西村 菊太郎 鳥取市佐治町畑126

令和6年12月18日就任 任期 清算終了まで

### 鳥取県告示第32号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

令和7年1月21日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美由紀

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
株式会社タナカ 代表取締役 田中 善照	西伯郡南部町阿賀288-1	西伯郡南部町能竹斑ヶ峠 322 外 11 筆 (53,893平方メートル)	風化花崗岩（74,894立方メートル）	令和7年1月9日から 令和12年1月8日まで	令和7年1月9日

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第2号

令和7年第1回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和7年1月21日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実千子

- 1 日時 令和7年1月24日（金） 午後4時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
  - (1) 令和6年度選挙表彰被表彰者（委員長・委員）の決定について
  - (2) その他

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

- (1) 借入物品の名称及び数量

高速カラー印刷機 1台

- (2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

- (3) 業務期間及び借入期間

業務期間は契約締結日から令和12年5月31日までとし、借入期間は令和7年5月1日から令和12年4月30日までとする。ただし、令和8年度以降において、本件調達公告に示した借入物品に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、本件調達に係る契約の全部又は一部を解除できるものとする。

なお、令和12年4月については、次回更新する印刷機の搬入搬出作業に伴い、期間満了まで設置しない場合がある。

- (4) 納入期限

令和7年4月30日（水）午後5時

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

- (5) 納入場所

入札説明書による。

- (6) 入札書の記載方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した本件調達公告に示した借入物品の令和7年度分の賃借料の合計額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額）を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、本件調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とならないので注意すること。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器の複写機・印刷機に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第

5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年1月31日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(3)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件調達に係る借入物品を自社で所有し（令和7年1月21日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるもの（当該物品が故障した場合に、鳥取県の求めがあってから60分以内に当該物品を確認するなどの対応が可能なる者に限る。）であること。
- (6) 本件調達に係る借入物品と同程度の機能を有すると認められ、かつ、本件調達に係る借入物品と同程度の賃貸借期間を有すると認められる高速カラー印刷機の賃貸借に関する契約を、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に国又は地方公共団体と締結し、その契約の履行を完了し、又は現に履行している実績を有する者であること。
- (7) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県総務部政策法務課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

#### (2) 借入物品の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部政策法務課文書審査担当

電話 0857-26-7028

#### (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

#### (4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和7年1月21日（火）午前11時から同年2月14日（金）正午までの間にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

令和7年1月21日（火）から同年2月14日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付最終日は正午までとする。

##### イ 交付場所

(1)に同じ。

## (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

## (6) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 入札日時

令和7年3月3日（月）から同月10日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日は午前11時からとし、最終日は正午までとする。

なお、郵便等による入札書の受領期限は、同月7日（金）午後5時とする。

## イ 開札日時

令和7年3月10日（月）午後1時以降

## ウ 場所

(1)に同じ。

## 5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書を「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

この際、必ず仕様（入札・見積）内訳書を同封すること。

なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和7年2月14日（金）正午までに、次に示すところにより提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として電子入札書に輸入し、又は入札書に記載する金額を11で除し、12を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として電子入札書に輸入し、又は入札書に記載した金額を11で除し、12を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書を必要とする。

## (7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和7年2月定例会において本件調達に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行いが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : The high-speed color printer 1 set

(2) February 14, 2025 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) March 10, 2025 noon : Time-limit for submission of tenders

(March 7, 2025 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Legal Affairs Division of General Affairs Department Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7028

-----  
 随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月21日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 新 田 真 也

1 調達件名及び数量	鳥取県海洋練習船「若鳥丸」（516トン）一般修繕 一式
2 契約方式	随意契約
3 随意契約の相手方を決定した日	令和6年12月11日
4 契約の相手方の名称及び所在地	サンセイ株式会社下関工場 山口県下関市彦島本村町三丁目5-1
5 契約金額	85,140,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 随意契約による理由	再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号）
7 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県立境港総合技術高等学校 境港市竹内町925